

## ○料金改定について

(現 行) 第 5 条関係

区 分		利用料金設定基準	摘 要
入浴	<u>平日</u>	一般	<u>560円</u>
		小・中学生	<u>220円</u>
	<u>休日</u>	一般	780円
		小・中学生	330円
<u>平日入浴割引回数券 (11回券)</u>		一般	<u>5,600円</u>
小休憩室 (1時間 <u>当たり</u> )	8 畳間	560円	
	12 畳間	780円	
地域振興施設 <u>内インテナント (1月当たり)</u>		<u>78,420円</u>	
地域振興施設 <u>内アウトテナント (1月当たり)</u>		<u>56,010円</u>	
保養施設 <u>内インテナント (1月当たり)</u>		<u>56,010円</u>	

1 一般とは、小・中学生以外で15歳以上のものをいう。

2 休日とは、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

3 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間に切り上げる。

(改正後) 第 10 条関係

区 分		利用料金設定基準	摘 要	
入浴	一般	<u>780円</u>	平日と休日の別をなくす	
	小・中学生	<u>330円</u>	同上	
入浴割引回数券	一般 <u>(11回券)</u>	<u>7,800円</u>	同上	
小休憩室	<u>1時間につき</u>	8 畳間	560円	
		12 畳間	780円	
地域振興施設 <u>(アウトテナントを除く)</u>		<u>1平方メートル1月につき</u>	<u>3,900円</u>	区画別の単価から平米単価へ
地域振興施設 <u>(アウトテナント)</u>		<u>1平方メートル1月につき</u>	<u>3,500円</u>	同上
温泉保養施設		<u>1平方メートル1月につき</u>	<u>3,900円</u>	同上
厨房施設		<u>1平方メートル1月につき</u>	<u>3,900円</u>	新規項目
屋外販売等スペース		<u>1平方メートル1日につき</u>	<u>3,000円</u>	新規項目
<u>自動販売機置場</u>		<u>売上額に100分の30を乗じて得た額。</u>	新規項目	

### 備考

1 一般とは、小・中学生以外で15歳以上のものをいう。

2 特殊の電気設備を使用したとき及び光熱水道料は、利用料金とは別に実費相当額を徴収することができる。

3 利用料算定の基礎となる面積が、1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算し、利用料算定の基礎となる時間が、1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

4 利用料の額が月を単位として定められている場合において、施設の利用の期間に1月未満の端数を生じたときは、日割り計算により、利用料の額を計算する。

5 この表において算出した利用料に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

○利用の許可等の規定改正について

項目	改正内容等
設置	「道路利用者への良好な休憩の場を提供する」を追加。
事業	「道路利用者への休憩の場の提供に関すること」を追加。 「農林水産物等地方産品の販売活動に関すること」及び「地方産品等を活用した食事の提供に関すること」を「農林水産物等地方産品、飲食物その他の物品を販売等するための施設の提供に関すること」に変更。
施設	「施設に関する規定」を追加。
指定管理者が行う業務及び管理基準	「指定管理者が管理する施設の利用の許可等に関する業務」を追加。
利用の許可等	「施設を占有する場合は指定管理者の許可を受けなければならない規定」を追加。
利用許可の取消し等	「利用許可を受けた者の許可を取消する場合等の規定」を追加。
原状回復義務	「施設占有が終了したとき、利用許可を取消されたときの原状回復規定」を追加。
利用料金の減免	「利用料金の全部又は一部を免除できる規定」を追加。
附則（準備行為）	「準備行為の規定」を設ける。 ※施設利用の申請手続、決定等及び食事提供等に係る外部事業者の選考等の準備行為を条例施行日前においても、行うことができる規定を設ける。

※その他、文言等の整備を行う。

(参考) 規定改正後の石巻市道の駅「上品の郷」条例の項目等

(現 行)		(改正後)		摘 要
項目	条	項目	条	
設置	第1条	設置	第1条	<u>設置目的に追加あり</u>
事業	第2条	事業	第2条	<u>事業に追加・文言修正あり</u>
—	—	<u>施設</u>	<u>第3条</u>	<u>新規規定</u>
指定管理者による管理	第3条	指定管理者による管理	第4条	
指定管理者が行う業務及び管理の基準	第4条	指定管理者が行う業務及び管理の基準	第5条	<u>業務に追加・文言修正あり</u>
利用の制限	第8条	利用の制限	第6条	
—	—	<u>利用の許可等</u>	<u>第7条</u>	<u>新規規定</u>
—	—	<u>利用許可の取消し等</u>	<u>第8条</u>	<u>新規規定</u>
—	—	<u>原状回復義務</u>	<u>第9条</u>	<u>新規規定</u>
利用料金	第5条	利用料金	第10条	
—	—	<u>利用料金の減免</u>	<u>第11条</u>	<u>新規規定</u>
指定管理者が定める事項	第6条	指定管理者が定める事項	第12条	
指定管理者が定める事項に係る承認	第7条	指定管理者が定める事項に係る承認	第13条	
損害賠償の義務	第9条	損害賠償の義務	第14条	
指定管理者の指定の取消等に伴う使用料の徴収等	第10条	指定管理者の指定の取消等に伴う使用料の徴収等	第15条	
委任	第11条	委任	第16条	